

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査及び同条第 5 項に基づく
随時監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を
次のとおり公表する。

令和 8 年（2026 年）3 月 2 日

枚方市監査委員	上	森	太一郎
同	分	林	義一
同		奥	野美佳
同	長	友	克由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

第1 財政援助団体等監査及び随時監査の対象

(1) 財政援助団体監査

[対象団体] 枚方市学校給食会

[対象事務] 令和6年度(2024年度)、令和7年度(2025年度)における本市からの負担金及び補助金に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

(2) 随時監査

[対象部課] 総合教育部 おいしい給食課

[対象事務] 令和6年度(2024年度)、令和7年度(2025年度)における枚方市学校給食会に係る負担金及び補助金の事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

第2 監査の期間

令和7年(2025年)10月1日から令和8年(2026年)2月27日まで

第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】 <総合教育部 おいしい給食課>

○枚方市学校給食会に係る負担金及び補助金の事務の執行について

(現状の事務執行について)

本市では、令和4年6月から小・中学校給食の食材費高騰分を抑制するため補助制度(以下「補助金」という。)を創設するとともに、令和6年度の2学期分から子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、小学校給食の無償化を実施している。

従来、本市の学校給食における食材の調達、献立及び給食指導等に係る事務は、任意

団体として設立された枚方市学校給食会（以下「学校給食会」という。）が担ってきており、保護者から徴収している中学校給食費のほか、無償化に伴う小学校給食費に代わる負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）を本市から受領し、食材の調達等を行っている。

今回の監査において、負担金等の請求誤りの事例、負担金等の対象者でない市職員、委託業者等の喫食者に対し、負担金等が充当されている事例、過去の給食費未納者に係る債権管理を各小学校に任せるなど、学校給食会で適正に管理が行われていない事例等が見受けられた。

負担金等は、すべて公費が充当されており、特に補助金については、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が充当されていることから、積算、請求事務に誤りがないよう適正な事務執行が求められている中で、数量転記誤りや積算誤り等が散見されるなど、作業自体が杜撰と言わざるを得ない。また、児童・生徒への経済的負担の軽減を図る目的で交付されている負担金等を、その他の喫食者に対しても充当することは、その主旨を逸脱しているものとする。

学校給食会を所管しているおいしい給食課においては、学校給食会に対し、こうした誤りを防ぐ手立てを早急に整備し、今後同様の誤りを起こす事がないよう、適正な負担金等の事務執行に向け適切な助言、指導を行うとともに、おいしい給食課においても適正に事務が執行されているか等を厳正にチェックする体制を構築するよう強く要望する。

○枚方市学校給食会に係る負担金及び補助金の事務の執行について

（今後の組織運営の在り方について）

学校給食会の決算整理においては、負担金等が交付されている状況の中で、出納整理期間を設けない従来の決算整理を行うことにより、本市が行っている決算整理と整合性がとりにくく、本市提出用と学校給食会用の2通りの書類作成など、事務を煩雑にするだけでなく、事務誤り等のリスクを高めることとなる。加えて、繰越金額の確定も正確な数値が読み取りにくくなり、負担金等の請求にも繰越金の有効な活用ができていないといったことも起こっている。こうしたリスクを解消し、繰越金の有効な活用を促進するためにも、本市と同様の出納整理期間を設けた会計処理への移行を早急に行い、会計の適正化を図るよう要望する。

また、現在の学校給食会は、本市から負担金等として9億円（令和7年度予算）を超える額で事業運営がなされているが、全体経費の大部分を負担金等で運営する以上、より高い透明性、効率性を備えた健全な事業運営が求められるため、今後、他自治体での先進事例等も参考としながら、公会計化、公益法人化等も含め、より良い組織運営の在り方を早急に検討するよう要望する。